

## 法人の県民税・事業税の超過課税の概要

法的根拠	超過課税：地方税法第1条第1項第5号、不均一課税：地方税法第6条第2項				
実施目的	「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に要する財源に充てるため				
適用期間	令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用(5年間)				
税 率	普通法人の税率のみを記載しています。特別法人の税率とは異なります。 (単位：%)				
	区 分	課税標準及び税率の適用区分	超過税率(標準税率)		
	法人県民税(法人税割)	法人税額	1.8(1)		
	法人事業税(主なもの)	A・B・C以外の法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得	1.18(1)
			所得	付加価値額	1.26 (1.2)
				資本金等の額	0.525 (0.5)
		資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人※	所得	・年400万円以下の金額	3.71 (3.5)
				・年400万円超800万円以下の金額	5.618 (5.3)
				・年800万円超の金額	7.42 (7)
		A電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業	収入金額	1.06 (1)	
		B電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入金額	0.8025(0.75)
				付加価値額	0.3885(0.37)
				資本金等の額	0.1575(0.15)
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人※		収入金額	0.8025(0.75)	
		所得	1.9425(1.85)		
C特定ガス供給業	収入金額	0.5184(0.48)			
	付加価値額	0.8085(0.77)			
	資本金等の額	0.336 (0.32)			
<p>※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、これらの額が1億円を超える法人と同様の税率区分が適用される場合があります。詳細は、<a href="#">県税ホームページ</a>で御確認いただくか、県税事務所にお尋ねください。</p> <p>○ 法人事業税の超過税率については、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように設定しています。</p> <p>○ 「中小法人に対する不均一課税」の対象となる法人は、上の表の( )内の税率が適用されます。</p> <p>○ 法人県民税(均等割)は、超過課税を実施しておりません。税率は、<a href="#">県税ホームページ</a>で御確認いただくか、県税事務所にお尋ねください。</p>					
中小法人に対する不均一課税	【重要】次の基準に該当する場合は超過課税の対象となりません。				
	区 分	不均一課税の適用基準			
	法人県民税(法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人			
法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人				
税収規模	1,400億円程度(5年間)				